

◎新潟県告示第805号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 403号

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
南蒲原郡田上町大字田上字山田丙 1431番1から 加茂市寿町1530番1まで	新	(A) 7.0~22.0メートル	6,633.6メートル
南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙 1942番1から 加茂市寿町1530番1まで		(B) 12.0~63.0メートル	7,675.4メートル
加茂市大字加茂字五反田 2732番1から 同市大字矢立新田字新通632番3まで		(C) 39.6~169.8メートル	723.4メートル
加茂市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字中谷地甲1671番1まで		(D) 15.6~163.8メートル	1,042.2メートル
南蒲原郡田上町大字田上字山田丙 1431番1から 加茂市寿町1530番1まで	旧	(A) 7.0~22.0メートル	6,631.9メートル
南蒲原郡田上町大字田上字田上 190番から 加茂市寿町1530番1まで		(B) 12.0~63.0メートル	6,941.6メートル
加茂市大字加茂字五反田 2732番1から 同市大字矢立新田字新通632番3まで		(C) 39.6~169.8メートル	723.4メートル
加茂市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字中谷地甲1671番1まで		(D) 15.6~163.8メートル	1,042.2メートル

備考1 上記(A)、(B)、(C)及び(D)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間県道長岡栃尾巻線、県道新潟五泉間瀬線、県道村松田上線及び県道天神林上条線と重用